



宿泊約款 [ロングステイ (Long stay)]

(ご利用規約について)

このご利用規約・宿泊約款に適用される施設（以下「当館」と表示）は、（株）Hokkaido Tracks Management が管理・運営する宿泊施設を指します。

- 1 チェックインの際、ご宿泊全ての方に宿泊者名簿に記入していただく他に、セキュリティデポジットとして宿泊代表者様の クレジットカード情報のご記入をお願いしております。クレジットカードをお待ちでない方は、運転免許証のコピーでその役目とさせていただきます。またセキュリティデポジットは、約款 18 条に該当した場合に適用となりますが、お客様へは事前にご連絡とご説明をした上での手続きといたします。尚、お客様の個人情報を、事前の同意なく第三者に提供、または開示することはありません。
- 2 ご到着後の客室の変更はできません。
- 3 最大宿泊人数は、各部屋の定員数 + 2 名までとなります。

(適用範囲)

- 第 1 条** 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第 (2) 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、予約確認書は e メール又は郵送で送ります。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。支払方法は原則クレジットカードでの引き落としとなります。〈別表第 2 参照〉

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。



(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 北海道旅館業法施行条例第5号の規程する場合に該当するとき

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第3に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 北海道旅館業法施行条例第5号の規程する場合に該当するとき
- (6) 室内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。（特約を除く。）

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。＜別表第4条参照＞



(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(利用規則の遵守)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は別表第4の通りです。またその他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内の案内冊子等で御案内いたします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、事前に支払いもしくは、到着時にフロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から防火自主点検や防災訓練の指導を受けておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 当館はコンドミニアムという特質の為、寄託物の保管はできません。お客様の自己責任においてその管理・保管をお願いします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、一定期間保管後、処分いたします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。また、状況によっては保険請求手数料をお支払いいただきます。



2 全棟全室禁煙となっておりますのでお煙草をお吸いのお客様は屋外喫煙スペースにてお願いいたします。室内で煙草の匂いや形跡が認められた場合は、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料 (室料)
	追加料金	他の利用料金

《備考》

1. 基本宿泊料はルームチャージです。

別表第2 申込金と支払について (第3条関係)

夏期 (4/28~11/25)	<p>ご宿泊料金の20% 残金の支払：ご到着日の7日前に、申込金支払のクレジットカードにて頂戴いたします。 ※カードの変更は、ご到着日の14日前迄に書面にてお知らせ下さい。</p>
冬期 (11/26~4/27)	<p>ご到着日が60日以上のご予約の場合：ご宿泊料金の20% ※申込金支払後、7日以内に取消しの場合、10,000円の取消し手数料差し引き後返金します。 7日以降に取り消しの場合、デポジットの100%が取り消しチャージの対象となります。 残金の支払：ご到着日から60日前に申込金支払のクレジットカードにて頂戴いたします。 ※カードの変更は、残金支払期限前迄に書面にてお知らせ下さい。 ご到着日から60日以内のご予約の場合：宿泊料金の100% ※お支払い後の取消しは100%取消しチャージの対象となります。</p>

別表第3 違約金について (第6条第2項関係)

【夏期】

不泊	ご到着日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	15日前	30日前	60日前
100%	100%	100%	50%	50%	50%	50%	20%	20%	20%	-

【冬期】

不泊	ご到着日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	15日前	30日前	60日前
100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%



別表第4 利用規約について（第11条関係）

	夏期（4月から11月）	冬期（12月から3月）
フロントデスク	9：00～17：00	8：00～21：00
チェックイン/ チェックアウト	チェックイン 15：00以降 チェックアウト 10：00 アーリーチェックイン、レイトチェックアウト 30分毎に1,000円の追加料金（都合によりご希望に添えない場合もございます） 事前のお申込が必要です。	
お部屋の清掃	-8日以上のご宿泊につき週1回の清掃（タオル交換、ペットリネンの交換、リビング、キッチン、バスルームの清掃）を行います。	
お部屋のサービス	コーヒー、紅茶、緑茶、砂糖、塩、コショウ、タオル類、リンスインシャンプー、ボディソープが含まれます（コーヒー、紅茶、緑茶等の消耗品の補充につきましてはお客様のご負担となります。）	